

本号で公布された 法令のあらまし

◇独立行政法人通則法の一部を改正する法律及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（政令第七十四号）（内閣官房）

1 各府省独立行政法人評価委員会令の廃止
各府省独立行政法人評価委員会令は、廃止することとした。（第一条関係）

2 関係政令の整備

独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成二十二年政令第三一六号）その他の関係政令について所要の規定の整備を行うこととした。（第二条、第三一六条関係）

3 経過措置

（一）独立行政法人通則法（平成二十二年法律第一〇三号）の一部改正に伴う所要の経過措置を規定することとした。（第一三七条及び第一三九条関係）

（二）その他所要の経過措置を設けることとした。（第一三八条及び第一四〇条、第一五五条関係）

4 この政令は、一部の規定を除き、平成二十七年四月一日から施行することとした。

◇防衛省設置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第七十五号）（防衛省）
防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十五号）附則第一項第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二十七年三月二六日とすることとした。

◇自衛隊法施行令の一部を改正する政令（政令第七十六号）（防衛省）

1 特別賞状又は第一級賞状を授与される部隊等に所属する隊員等であつて当該特別賞状又は第一級賞状に係る功績に貢献したものに對して授

与する特別部隊功績貢献章及び第一級部隊功績貢献章を新設することとした。（第二条、第四条及び第五条関係）
2 陸上自衛隊豊平駐屯地を廃止することとした。（別表第七関係）

3 この政令は、公布の日から施行することとした。ただし、二については、平成二十七年三月二六日から施行することとした。

◇銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第七十七号）（警察庁）
銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第一三一号）の施行期日は、平成二十七年四月一日とする。こととした。

◇銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令（政令第七十八号）（警察庁）

1 練習用備付け銃である空気銃の構造又は機能の基準を定めることとした。（第二七条関係）

2 この政令は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第一三一号）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行することとした。

◇平成二十六年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに對し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第七十九号）（内閣府本府）

1 平成二十六年等に発生した豪雨、地滑り、暴風雨等による災害で特定地域に係るものを激甚災害として指定することとした。

2 特定地域に係る激甚災害に對し、次に掲げる措置のうち適用すべきものをそれぞれ指定することとした。

（一）公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
（二）農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

（三）小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
3 この政令は、公布の日から施行することとした。

独立行政法人通則法の一部を改正する法律及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十七年三月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第七十四号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令

内閣は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行に伴い、並びに独立行政法人通則法の一部を改正する法律附則第十五条及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律附則第三十条並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 関係政令の整備等

第一節 政令の廃止（第一条）

第二節 内閣官房関係（第二条―第十一条）

第三節 内閣府関係（第十二条―第二十一条）

第四節 復興庁関係（第二十二条―第二十三条）

第五節 総務省関係（第二十四条―第三十五条）

第六節 法務省関係（第三十六条―第四十条）

第七節 外務省関係（第四十一条―第四十三条）

第八節 財務省関係（第四十四条―第五十一条）

第九節 文部科学省関係（第五十二条―第六十七条）

第十節 厚生労働省関係（第六十八条―第八十六条）

第十一節 農林水産省関係（第八十七条―第九十七条）

第十二節 経済産業省関係（第九十八条―第一百十一条）

第十三節 国土交通省関係（第一百十二条―第一百二十八条）

第十四節 環境省関係（第一百二十九条―第一百三十三条）

第十五節 防衛省関係（第一百三十四条―第一百三十六条）

第二章 経過措置（第三百三十七条―第三百五十五条）

附則

第一章 関係政令の整備等

第一節 政令の廃止

第一条 次に掲げる政令は、廃止する。

- 一 内閣府独立行政法人評価委員会令（平成二十二年政令第三百十七号）
- 二 総務省独立行政法人評価委員会令（平成二十二年政令第三百十八号）
- 三 財務省独立行政法人評価委員会令（平成二十二年政令第三百十九号）